

## 災害復興住宅融資・災害復興宅地融資 ボーナス併用払いについてのお知らせ



災害復興住宅融資・災害復興宅地融資のボーナス併用払いにつきましては、システムメンテナンスのため、これまでご利用いただくことができませんでしたが、ご利用いただくことができるようになりましたのでお知らせいたします。

ボーナス併用払いを希望する場合は、以下の「■ボーナス併用払いのお取扱いについて」をご確認ください。

### ■ボーナス併用払いのお取扱いについて

#### 1 取扱開始時期

- ・新規にお申し込みいただく方及び借入お手続き中の方 平成24年2月
- ・既にご返済を開始している方 平成24年4月

#### 2 手続き窓口

ボーナス併用払いを希望する場合は、所定の手続きがありますので、取扱金融機関の窓口にお申出ください。

#### 3 要件

- (1) ボーナス併用払いは、融資額が130万円以上となる場合にご利用いただけます。  
特例加算額の借入れを希望する場合で、特例加算額が120万円以下となる場合は、基本融資額についてのみボーナス併用払いがご利用いただけます。  
ただし、元金据置期間を設定する場合、据置期間中の返済は毎月払いのみとなります。
- (2) ボーナス払い分は、基本融資額と特例加算額の各融資額ごとに10分の4以内で50万円単位となります。

#### 4 ご注意

ボーナスは景気や勤務先の業績の影響を大きく受けます。ボーナス併用払いを前提とした返済計画を立てると、将来、返済が苦しくなる可能性がありますので、ボーナス併用払いのご利用は慎重にご検討ください。ご利用いただく場合も、ボーナス払い分はボーナスの額を考慮した返済額となるようご注意ください。

※ 返済額の試算(概算)は、機構ホームページで行うことができます。(http://www.simulation.jhf.go.jp/saigai/index.html)

<お問い合わせ先> 住宅金融支援機構 お客様コールセンター(災害専用ダイヤル)



0120 - 086 - 353

- ※ IP電話などをご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください。
- ※ 電話相談は、土曜日、日曜日も実施します。(受付時間: 9:00~17:00) (祝日、年末年始を除きます。)

【機構ホームページアドレス】 <http://www.jhf.go.jp/>